

どちらが確実なルートであるかは言えない。現状ではこの2つのルートが存在していたものと想定される。

2. 飽馬郷には窯業跡が多数分布する地域であるとともに、切石積石室を特徴とする7世紀後半の古墳が分布する。野後郷には郡家あるいは駅家と推定される植松・地尻遺跡が存在し、北には石室構造が特殊なめおと塚古墳が存在し、遺跡との関連性が注目される。また、公的施設である鍛冶ヶ嶺遺跡と鍛冶集落である嶺・下原遺跡が存在する。磯部郷には中心的な集落である大王寺地区遺跡群があり、その周辺で大規模な「牧」の経営が行われている。

4 「評」と刻書された須恵器について

「評」と刻書された須恵器は、HT-7号掘立柱建物址の大形柱穴から出土した。「評」の文字は須恵器蓋の内面中央にあり、焼成前に先端が尖る串状の工具で刻書されている。「評」の字の上下に文字があったかについては、破片であるため現状では確認できないが、上に「碓日」と刻書されていた可能性も考えられる。

この蓋は摘みが宝珠形をするのが特徴で、共伴する土器群から7世紀後半（植松・地尻遺跡Ⅱ期）に推定される。また、胎土の特徴から秋間古窯跡群で生産されたものと考えられる。本遺跡の文字資料はこの遺物が唯一であり、墨書土器も確認されなかった。

「評」については、大宝令（701年）以前に設置された地方行政区画である「国一評一里（五十戸）」に区分された「郡」の前身である「評」を意味するものと推測される。「評」制については、大化改新後、孝徳朝の頃より、在地の有力豪族（国造）の支配体制から国家による地方支配を押し進めるために施行された行政組織で、国府より早く設置された。「評」が全国一斉に設置されたのは「常陸国風土記」等によれば大化5年（649年）とされており、これ以降、全国規模で「評」の分割と再編が行われたと考えられている。この「評」については、日本書紀にある改新の詔の中に「評」ではなく「郡」とあることから、その存在を疑問視する「郡評論争」が繰り広げられた。しかし、藤原宮の発掘調査によって「評」の文字が書かれた木簡が出土したことによって、改新の詔にある「郡」は後に潤色されたものであり、「評」が郡以前に存在していたことが証明された。これまで上毛野地域でも「評」制が施行されていたことは、飛鳥京・藤原京を中心とする都城から出土した木簡の中で「碓日評（碓氷郡）」、「車評（群馬郡）」、「佐為評（佐位郡）」、「大荒木評（邑楽郡）」が知られている。上毛野地域で「評」の存在が確認されたのは初めてであり、碓氷郡では、郡制以前に「碓日評」として「評」制が施行されていたことが明らかとなった。

さらにこの刻書された須恵器の型式学的年代が7世紀後半（650年～675年頃）に位置づけられ、「評」制が全国規模で施行される年代とほぼ一致することも明らかとなった。古代の文字資料として、高崎市山名町に所在する「山ノ上碑」の碑文にある「辛巳歳（681年）」と記されている年代より古く、上毛野地域に関係する県内最古の考古文字資料である可能性が考えられる。